

# 投票日は7月21日

## 第23回参議院議員通常選挙

# 確かな一票を投じましょう

第23回参議院議員通常選挙が7月4日公示、7月21日を投票日として行われます。国の進むべき方向を決めるための大切な選挙であり、皆さんの意思を反映させるチャンスです。選挙公報や政見放送などをよく見て、確かな一票を投じてください。投票日に仕事や旅行など用事がある人は期日前・不在者投票を利用し、棄権することのないようにしましょう。

### 投票は2種類

今回の参議院議員通常選挙は、岩手県選出議員（投票用紙は黄色）と比例代表選出議員（投票用紙は白色）の2種類の投票が行われます。投票方法は次のとおりです。

▽岩手県選出議員 投票用紙に候補者の名前を書き、投票してください。

▽比例代表選出議員 非拘束名簿式により、候補者の名前が政党名のいずれかを書いて投票してください。

**当日の投票は午後6時まで**  
選挙当日の投票時間は、午前7時から午後6時までです。投票所は次ページ表の町内20カ所となっています。

### 係員が投票を補助します

自筆で投票するのが難しい方には、投票所の係員が本人の代わりとなり、本人が指示したとおり「投票用紙」に記入する「代理投票制度」があります。同制度の利用を希望する方は、投票所係員にお申し出ください。投票内容についての秘密は固く守られ、一切口外されません。

この制度は、期日前・不在者投票でも利用できます。

### 町内で投票できる人

町内で投票できる人は、次に該当する人です。

▽平成5年7月22日以前に生まれた人で、平成25年4月3日

以前に本町に住民登録をして、引き続き住民基本台帳に登録されている人

※平成25年4月4日以降に本町に転入届を提出した人は、前住所地に選挙権があります。本町で不在者投票をするか、前住所地で投票してください。

### 期日前・不在者投票

7月5日から、期日前・不在者投票が行われます。同制度を利用し、棄権することのないようにしましょう。

### ◆場所と時間

#### ◆役場2階特別会議室

▽期間 7月5日～20日

▽時間 午前8時半～午後8時（土・日曜、祝日も同じです）

・船越防災センター、豊間根生活改善センター

#### ▽期間 7月17日～20日

▽時間 午前8時半～午後6時（土曜日も同じです）

◆持参する物 入場券

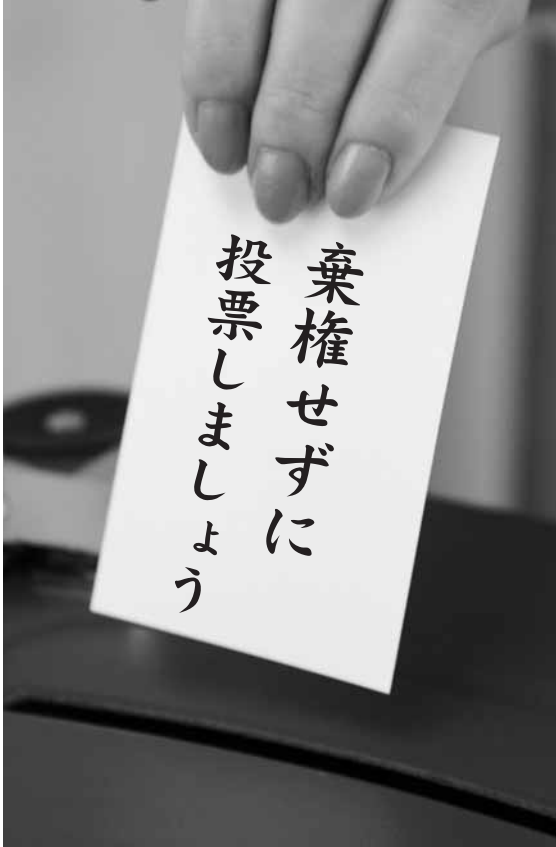
◆入場券をお忘れなく

入場券は7月初めに各家庭に配布しますので、記載されている投票所を確認のうえ、投票の際に必ず持参してください。

◆開票は、即日開票です。開票作業は当日の午後8時から山田南小学校体育館で行います。

◆◆◆

◆◆◆





身体障害者手帳などの交付を受けている人で、記載されている内容が次に該当する方は、郵便による投票ができます。郵便投票をする人は、町選管から交付された郵便投票証明書を提示の上、7月17日までに投票用紙を請求してください。

◆郵便投票ができる人

- ▷ 身体障害者手帳…両下肢などの障がい1、2級、内臓機能障がい1、3級、免疫障がい1～3級の人
- ▷ 戦病傷者手帳…両下肢などの障がい特別項症～第2項症、内臓機能障がい特別項症～第3項症の人
- ▷ 介護保険の被保険者証…要介護状態区分が「要介護5」の人

※郵便投票証明書をお持ちでない方は、町選管へ交付の申請をしてください。また、証明書には有効期限がありますので、期限が切れている方は忘れずに更新の手続きをしてください。

— 一筆できない方には代理記載制度があります —

郵便投票の対象となっている方で、障害者手帳などに記載されている内容が次に該当し、自ら記載するのが困難だという方は、事前に登録した代理人に投票に関する記載をさせることができます。

- ▷ 身体障害者手帳…上肢または視覚の障がい1級
- ▷ 戦病傷者手帳…上肢または資格の障がい特別項症から第2項症まで

◆申込先・問い合わせ 町選挙管理委員会事務局 ☎82-3111内線418) へどうぞ。

◆投票所一覧

投票区	投票所
山 田第1	保健センター
	町中央公民館
	山田北小学校体育館
	さくら幼稚園
	関口農業担い手センター
船 越第1	船越防災センター
	山の内生活改善センター
	田の浜コミュニティセンター
	大浦漁村センター
織 笠第1	山田中学校体育館
	織笠コミュニティセンター
	猿神農業担い手センター
	田子の木生活改善センター
	織笠コミュニティ外山ブロックセンター
大 沢第1	ふるさとセンター
豊間根第1	豊間根生活改善センター
	農村婦人の家
	田名部林業担い手センター
	上豊間根自治交流会館
	荒川農業構造改善センター

※今回の選挙から「船越第3投票区」の投票所は「田の浜コミュニティセンター」になります。

7月8日から運用開始

外国人住民の方にも  
住基ネットが適用されます

7月8日から外国人住民の方も住民基本台帳ネットワークシステム(以下、住基ネット)に住所などの情報が登録され、日本人住民と同様に「住民票コード(住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うために必要不可欠な無作為の11桁の番号)

号)が作成されます。

これにより一部の行政機関で住民票の写しの提出が省略でき、住所以外の市町村でも住民票の写しの交付を受けられるなど、行政上の手続きが便利になります。また、住民基本台帳カード(電子証明書を記録することが

できるほか、写真付きカードは公的な身分証明書として使用できます)の交付も受けることができるようになります。

■住民票コード通知票を郵送

作成された住民票コードは7月8日以降、郵便でご本人に通知します(手続きは不要です)。一部の行政手続きで住民票コードの記載を求められる場合がありますので、住民票コード通知票は大切に保管してください。

◆問い合わせ 町住民課住民記録係 ☎82-3111内線124) へどうぞ。

国民健康保険税の納付お忘れなく

■納税通知書の発送・納期

本年度の国民健康保険税の納期は7月から翌年2月までとなります。納税通知書は7月中旬に送付しますので、期限までの納付をお願いします。

■国民健康保険税の軽減について

前年所得が一定額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を7割、5割または2割軽減します。対象世帯には、軽減後の税額でお知らせします。(この軽減を受けるための申請は不要です)。

なお、所得が確定しないと軽減判定ができませんので、税の申告をしていないと、収入がなくても軽減を受けられない場合があります。

■非自発的失業者に対する軽減措置について

職場の倒産や解雇など、自ら望まない形で離職した方については、税額の算定の基礎となる前年の給与所得を、本来の額の100分の30とみなして税額を計算します。対象となるのは、▶平成21年3月31日以降に勤務先を離職した▶離職時の年齢が満65歳未満である▶雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者(雇用保険受給者証「離職理由欄」に「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」のいずれかが表示されている人)——のすべての条件を満たしている人です。なお、この軽減を受けるためには、申請が必要となります。

◆申請先・問い合わせ 町税務課町民税係 ☎82-3111内線111、112) へどうぞ。